

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和7年度ミニ大通周辺地区まちづくり推進業務
発注課	札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課
選定事業者	株式会社石塚計画デザイン事務所
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、中央区のミニ大通（都市計画道路「北4条通歩行者専用道」）周辺地区の町内会役員や地元企業で構成される、地域まちづくり活動団体「ミニ大通を未来へつなぐ協議会（以下、「協議会」という。）」の地域まちづくり支援を行うものである。</p> <p>なお、本協議会への地域まちづくり支援にあたっては、令和4～6年度に業務委託を実施しており、協議会構成員の意見聴取及び意向把握、それを基にした持続可能な組織体制づくり等を主な目的とした討議支援等を行ってきた。討議支援等に際しては、エリアマネジメントなどの全国の先進的な事例も踏まえた様々な手法の比較衡量が必要となるなど、「高度な技術力、専門的な知識、幅広い経験（以下、「技術力等」という。）」が必要となることから、企画競争（プロポーザル方式）により公募したところ、令和4・5年度とも唯一の企画提案者である当該事業者が業務を受託しており、令和6年度は特定随意契約により当該事業者に業務を委託した。</p> <p>本業務においては、地域住民が主体となった持続可能なまちづくりをさらに推進するため、協議会と町内会や地域関係者との連携を強化する等、地域まちづくりの輪を拡げることに重点を置いて支援する必要がある。そのため、技術力等のみならず、これまでの協議会の取組や代表的な意見等の表層的な事柄を把握することに留まらない、協議会構成員個々の意向や関係性等を鑑みた、適切な意見聴取や提言を行うことが不可欠である。また、協議会構成員とのミーティングの開催回数や時間が限られているため、協議会構成員の負担を考慮すると、これまでの経緯や協議会との協議内容等を適切に反映させた実現性の高い支援を行う必要がある。</p> <p>当該事業者は、過年度業務を通じて、これまでの経緯や協議会との協議内容等を熟知していることから、協議会構成員と過年度に整理した意見等について認識の再共有や一からの資料収集等が不要であるため、限られた期間内で確実かつ効率的、効果的に業務を履行することができる。また、当該事業者は、協議会構成員との対話を重ねてきたことで、個々の意向や関係性等を十分に把握し、業務の遂行に必要な信頼関係を既に構築していることから、協議会構成員個々の意向等を適切に聴取した上で支援等を行うことができるが、他事業者においては、一から関係性を構築することが不可避であるため、適切かつ確実な業務の履行は不可能であり、協議会構成員にも多大な負担を強いることとなる。</p> <p>このことから、当該事業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、本業務を適切かつ確実に履行できるものは、当該事業者において他にいないため、特定随意契約により調達する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号